

非常災害対策計画・避難確保計画・消防計画の関係性

	非常災害対策計画	避難確保計画	消防計画
根拠法令等	<p>指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 制定:平成 18 年 3 月 14 日号外厚生労働省令第 34 号 最終改正:令和 6 年 12 月 27 日号外厚生労働省令第 164 号</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 小規模多機能型居宅介護 (非常災害対策) 第82条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。 ● 看護小規模多機能型居宅介護 準用(基準第 82 条の 2) ● 認知症対応型共同生活介護 準用(基準第 82 条の 2) ● 地域密着型通所介護 (非常災害対策) 第32条 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。 ● 認知症対応型通所介護 準用(基準第 32 条) <p>● 通所介護 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 第 103 条 ● 通所リハビリテーション 準用(第 103 条)</p> <p>● 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 第 26 条 ● 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 第 28 条 ● 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 第 32 条 ● 特定施設入居者生活介護 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 準用(第 103 条) ● 短期入所生活介護・短期入所療養介護 準用(第 103 条)</p> <p>● 養護老人ホーム 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 第8条 ● 有料老人ホーム 宮崎県有料老人ホーム設置運営指導指針 9 有料老人ホーム事業の運営 (6)非常災害対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 水防法(昭和 24 年法律第 193 号) ● 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成 12 年法律第 57 号) ● 津波防災地域づくりに関する法律(平成 23 年法律第 123 号) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 消防法(昭和 23 年法律第 186 号)
対象	介護保険サービスの指定を受ける全施設・事業所(訪問系サービスを除く)	<p>浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波浸水想定内に所在し、市町村が作成する地域防災計画に記載のある要配慮者利用施設(社会福祉施設等) 【日向市地域防災計画】 https://www.hyugacity.jp/sp/display.php?cont=160217101601</p>	政令で定める防火対象物
義務	<ul style="list-style-type: none"> ● 非常災害対策計画の作成 ● 避難訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難確保計画の作成及び市町村への提出 【提出先】防災推進課 【提出方法】市のホームページ[要配慮者利用施設の避難確保計画について] https://www.hyugacity.jp/sp/display.php?cont=180920140245 ● 避難訓練の実施 ※避難訓練実施後の「訓練実施結果報告書」作成について 【提出先】防災推進課 【提出方法】市のホームページ[要配慮者利用施設の避難確保計画について] https://www.hyugacity.jp/sp/display.php?cont=180920140245 	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画の作成及び所轄消防長又は消防署長への届出 ● 消火、通報及び避難の訓練の実施 (実施する場合には、あらかじめ、その旨を消防機関に通報)

	非常災害対策計画	避難確保計画	消防計画
	「介護保険施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の点検及び指導・助言について」(平成29年1月31日老総発0131第1号、老高発0131第1号、老振発0131第1号、老老発0131第1号)	要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き	消防法施行令規則第3条
計画で定めるべき項目	●介護保険施設等の立地条件	●計画の目的	イ 自衛消防の組織に関すること。
	●災害に関する情報の入手方法	●計画の適用範囲	ロ 防火対象物についての火災予防上の自主検査に関すること。
	●災害時の連絡先及び通信手段の確認	●防災体制	ハ 消防用設備等又は法第十七条第三項に規定する特殊消防用設備等(以下「特殊消防用設備等」という。)の点検及び整備に関すること。
	●避難を開始する時期、判断基準	●情報収集及び伝達	ニ 避難通路、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難施設の維持管理及びその案内に関すること。
	●避難場所	●避難の誘導	ホ 防火壁、内装その他の防火上の構造の維持管理に関すること。
	●避難経路	●避難確保を図るための施設の整備	ヘ 定員の遵守その他収容人員の適正化に関すること。
	●避難方法	●防災教育及び訓練の実施	ト 防火管理上必要な教育に関すること。
	●災害時の人員体制、指揮系統	●自衛水防組織の業務(自衛水防組織を設置する場合に限る。)	チ 消火、通報及び避難の訓練その他防火管理上必要な訓練の実施に関すること。
	●関係機関との連携体制		リ 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
			ヌ 防火管理についての消防機関との連絡に関すること。
			ル 増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の防火対象物における防火管理者又はその補助者の立会いその他火気の使用又は取扱いの監督に関すること。
			ヲ イからルまでに掲げるもののほか、防火対象物における防火管理に関し必要な事項
備考	「計画で定めるべき項目」の下線部分は避難確保計画にのみ記載が求められるものであるため、以下の手引きを参考に非常災害対策計画に下線項目を加えることで、避難確保計画を作成したと見なすことが可能。		
	【参考にする手引き】		
	●洪水・内水・高潮:要配慮者利用施設(医療施設等を除く)に係る避難確保計画作成の手引き(洪水・内水・高潮編)(平成29年6月国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室)		
	●土砂災害:要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き(平成29年6月国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課)		
	●津波:要配慮者利用施設(医療施設等を除く)に係る避難確保計画作成の手引き(津波編)(平成29年1月国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室)		
	【厚生省令(参考)】例:特別養護老人ホームの場合 ○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日) (非常災害対策) 第26条 指定介護老人福祉施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。		
備考	【解釈通知(参考)】 例:特別養護老人ホームの場合 [非常災害対策] (1) 基準省令第26条は、指定介護老人福祉施設は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策について万全を期さなければならないこととしたものである。 (2) 「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるよう体制作りを求めることとしたものである。		

避難確保計画・非常災害対策計画・消防計画の関係性

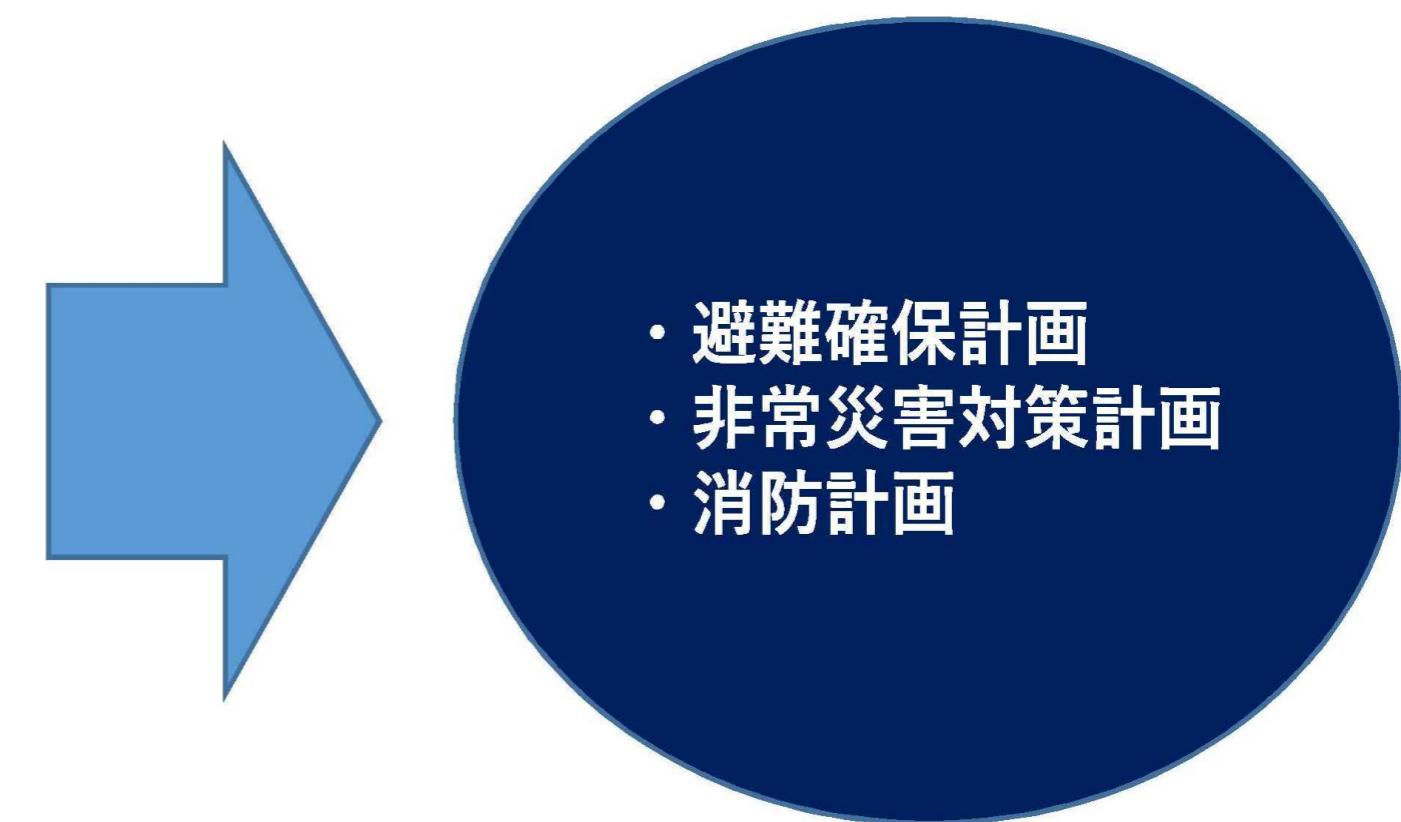
避難確保計画(水防法、土砂災害防止法、津波法)

- 計画の体制
- 計画の適用範囲
- 防災体制
- 情報収集及び伝達
- 避難の誘導
- 避難確保を図るための施設の整備
- 防災教育及び訓練の実施
- 自衛水防組織の業務（自衛水防組織を設置する場合に限る。）

非常災害対策計画に避難確保計画の事項を含めて作成することで、一元化することができる。

非常災害対策計画(厚生省令又は厚労省令)

- 施設等の立地条件
- 災害に関する情報の入手
- 災害時の連絡先及び通信手段の確認
- 避難を開始する時期、判断基準
- 避難場所、避難経路、避難方法
- 災害時の人員体制、指揮系統
- 関係機関との連携体制



消防計画(消防法)

- 自衛消防の組織に関すること
- 防火対象物についての火災予防上の自主検査に関すること
- 避難通路、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難施設の維持管理及びその案内に関すること
- 消火、通報及び避難の訓練その他防火管理上必要な訓練の定期的な実施に関すること
- 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること
- 防火管理についての消防機関との連絡に関すること（一部抜粋）

非常災害対策計画に消防計画の事項を含めて作成することで、一元化することができる。